

後見関係事件（後見・保佐・補助開始、任意後見監督人選任事件）の家庭裁判所調査官との面接で、ウェブ面接が活用されています。

家庭裁判所調査官と面接することになった！方法は…

- ① 家庭裁判所に行く
- ② 家庭裁判所調査官の訪問を受ける
- New** ③ ウェブ面接をする



こんなときに使えます

- ・感染リスクが心配
- ・忙しい、遠方など、家庭裁判所へ行く時間がなかなか取れない
- ・ご本人が入院中で面会困難
- ・遠方の施設に入所中のご本人と、申立人（自宅）、裁判所と3地点をつないでウェブ面接をしたい
- ・日程調整等をスムーズに進めたい

→より便利に！

ウェブ面接のやりかたは？

くわしい方法は[こちら](#)

(裁判所サイト)



東京家裁 ウェブ調査 検索

- ①インターネット環境と通信機器（パソコン、スマホなど）を準備※1
- ②Microsoft Teams（チームズ）のウェブ会議にアクセス（パソコンならアプリのダウンロードも不要）
- ③会議IDとパスコードを使ってウェブ会議に入る
- ④ウェブ面接スタート



ウェブ面接をしたいときは？

情報シートは[こちら](#)

(裁判所サイト)



東京家裁 ウェブ面接の希望に関する情報シート 検索

【東京家裁（本庁・立川支部）限定の取扱い】

東京家裁（本庁・立川支部）に後見関係事件を申し立てるときは、「ウェブ面接の希望に関する情報シート」を添付するなど、適宜の方法でウェブ面接を希望する旨を家庭裁判所にお伝えください※2

※1 家庭裁判所の手続です。当事者のプライバシー保護のため、自宅や施設の個室など、事件関係者以外の方がウェブ面接の様子を見聞きできない環境をご準備ください。
※2 ウェブ面接のためにご本人の支援者の協力が必要な場合や、事案の内容やご本人の状態によって対面での面接をお願いする場合があります。詳しくは、担当の家庭裁判所調査官にお尋ねください。